

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松伏町	大川戸、金杉地区	令和2年11月16日	平成31年3月7日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	231.74 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	169.36 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	123.77 ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	29.94 ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	44.72 ha
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	49.11 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	114.90 ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

対象地区の農地の現状は、中心経営体のほか地域の担い手(認定農業者)や自作者が広く営農しているが、70才以上で「後継者がいない」、「後継者について不明」の農業者の耕作面積の合計は93.83haであり、地区内耕作面積の約40%を占める。

一方、地区内において今後中心経営体が耕作可能な面積は114.90haとなっており、93.83haを上回るが、中心経営体が耕作している経営農地が分散していることから、耕作の効率化や生産性の向上、コスト削減等を図るためには中心経営体への集積・集約化を推進することが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体が引き受け意向の面積を耕作するためには将来的な集約化が求められることから、対象地区の農地所有者に農地中間管理機構の活用を検討していただく。

現在、中心経営体が耕作している経営農地が分散傾向にあるため、現時点で集落ごとに細分化した担当分けは行わず、経営農地が比較的集中している箇所から随時対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、 野菜、 いちご	8.5 ha	水稻、 野菜、 いちご	38.5 ha	大川戸、金杉
認農	B		9.5 ha		25.0 ha	大川戸、金杉
認農	C		1.6 ha		6.0 ha	大川戸、金杉
認農	D		2.7 ha		28.0 ha	大川戸、金杉
認農	E		6.3 ha		46.0 ha	大川戸、金杉
計	5経営体		28.6 ha		143.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農業経営を退く農地所有者に対して農地中間管理機構の活用を促すと共に、他の賃借契約や自作している農業者に対しても将来への不安解消を目的として農地中間管理機構の活用を検討していただき、将来の集約化へ向けた円滑化を図る。

農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度理解を深めていただくための情報発信に取り組む。

集積・集約に関する方針

集積・集約化を重点的に進めるモデルケースを検討する。

基盤整備への取組方針

農地の集積・集約化が進んだ際は、農地の大区画化等さらなる効率化を図るための基盤整備に取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。